

# 衆議院法務委員会ニュース

【第 198 回国会】平成 31 年 4 月 26 日（金）、第 13 回の委員会が開かれました。

- 1 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案（内閣提出第 30 号）
  - ・ 山下法務大臣、門山法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
  - ・ 採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成一自民、立憲、国民、公明、共産、維新、社保 欠席一柚木道義君（無））
  - ・ 宮崎政久君外 6 名（自民、立憲、国民、公明、共産、維新、社保）から提出された附帯決議案について、源馬謙太郎君（国民）から趣旨説明を聴取しました。
  - ・ 採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。  
（賛成一自民、立憲、国民、公明、共産、維新、社保 欠席一柚木道義君（無））  
（質疑者）和田義明君（自民）、浜地雅一君（公明）、松平浩一君（立憲）、源馬謙太郎君（国民）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）、井出庸生君（社保）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 和田義明君（自民）

- （1） 表題部所有者不明土地の定義及び表題部所有者不明土地が発生した原因
- （2） 表題部所有者不明土地により生じている具体的な支障の内容及び本法案の意義
- （3） 土地の所有者等の探索の具体的な方法
- （4） 全国における表題部所有者不明土地の筆数並びに全ての表題部所有者不明土地を解消するために必要な予算額及び期間
- （5） 所有者等の探索を実施する土地を選定するに当たっての優先順位
- （6） 戸籍のデータと土地の登記簿との連携の有無
- （7） 所有者不明土地問題の解決に向けた不動産登記簿と戸籍等とを連携するための方策の法務省における進捗状況
- （8） 外国資本に日本の土地が買収された結果、真の所有者が分かりづらくなっている事例があることを踏まえ、安全保障上の観点から国籍を登記事項とすべきとの考えに対する法務省の見解

## 浜地雅一君（公明）

- （1） 安全保障上の観点から、所有者の国籍を不動産登記の登記事項に加えることを検討する必要性についての法務大臣の見解
- （2） 本法案
  - ア 現行の不動産登記法に登記官の職権登記や調査権限に関する規定があるにもかかわらず、表題部所有者不明土地に関し、登記官に所有者等の探索に必要な調査権限を付与した理由
  - イ 所有者等を探索する対象となる表題部所有者不明土地を選定するに当たって考慮すべき本法案第 3 条の「その他の事情」の具体的内容
  - ウ 表題部所有者を特定するに当たり、時効取得による原始取得や売買などの特定承継の存否の認定の可否
  - エ 表題部所有者を特定するに当たり、登記官が時効による原始取得に関する判断を行うための具体的な仕組み
  - オ 登記官の職権による表題部所有者の登記に対し、真の所有者であると主張する者がとり得る具体的な不服申立ての手段
  - カ 本法案第 14 条第 1 項第 4 号ロの「当該表題部所有者不明土地の所有者等を特定することができた場合であって、当該表題部所有者不明土地が法人でない社団等に属するとき又は法人でない社団等

に属していたとき…において、表題部所有者として登記すべき者を特定することができないこと。」  
の具体的内容

- キ 新たに創設される所有者等特定不能土地等管理制度の下で、所有者等特定不能土地を売却した場合に供託された売却代金の払渡請求権に 10 年の除斥期間を設けることについての検討の有無及び今後の検討予定

## 松平浩一君（立憲）

- (1) 官報に掲載された破産者の情報をインターネット上の地図に表示した「破産者マップ」と個人情報保護法
  - ア 個人情報データベース等に該当しない場合を定めている個人情報保護法施行令第3条第1項第1号の有償性の基準について、事業者が他人へ提供するデータが有償であることなのか、あるいは事業者が取得したデータが有償であることなのかの確認
  - イ 破産者マップの運営者に対する個人情報保護委員会の行政指導の根拠法令
  - ウ 破産者情報をDVDで販売している日本ソフト販売株式会社が個人情報保護法上行っている手続
- (2) 本法案
  - ア 現時点で把握している表題部所有者不明土地の筆数
  - イ 年間の表題部所有者不明土地の所有者探索の予定の筆数
  - ウ 約 230 万筆あると試算されている全ての表題部所有者不明土地を解消するにはかなりの年数がかかることを踏まえた表題部所有者不明土地の解消作業の全体像についての法務省の見解
  - エ 表題部所有者不明土地の所有者等の探索
    - a 所有者等の探索を行う地域の選定に当たり、利害関係者から探索の申出等があった場合の具体的な対応
    - b 所有者等探索委員に任命されることが想定される者
    - c 探索を行う対象土地の関係者と所有者等探索委員との間に利害関係があるなど不適切と考えられる場合にとるべき対応策
    - d 所有者等探索委員を対象土地の担当から外す方法
  - オ 所有者が特定できなかった旨の登記後、真の所有者がとり得る対応策
  - カ 所有者等特定不能土地管理制度
    - a 特定不能土地等管理命令が発令される場合の具体例
    - b 所有者等特定不能土地の購入を希望する者が同制度を自己に都合よく利用することへの懸念についての法務省の見解
    - c 特定不能土地等管理者に選任されることが想定される者
    - d 特定不能土地等管理者に支払われる報酬と管理にかかる費用との充足関係
- (3) 外国人等による日本の土地の取得問題
  - ア 外国人等戸籍に記載されていない者の土地取得に関する登記制度その他の情報の取得方法についての法務省の検討状況
  - イ 安全保障上重要な国境離島や防衛施設周辺等の外国人等による土地取得に対する防衛省の具体的な対応策
  - ウ 我が国における外国人等の土地取得に対する規制
  - エ 外国為替及び外国貿易法第 55 条の 3 において外国人の不動産取得に対して義務付けられている事後報告の具体的内容
  - オ エの報告義務違反に対する罰則の有無
  - カ 日本の土地を所有している外国人からの徴税状況
  - キ 日本の土地を所有している外国人が滞納した場合の対応状況
  - ク 日本人と外国人との徴税率の差の有無

源馬謙太郎君（国民）

- (1) 高齢者の運転免許証の自主返納
  - ア 70歳以上、75歳以上及び80歳以上の運転免許証取得者の運転免許証の自主返納率並びに保有者数及びその割合
  - イ 高齢者の運転免許証の自主返納率についての警察庁の見解
  - ウ 高齢者の運転免許証の自主返納率を更に高めていくための方策
  - エ 70歳以上及び75歳以上の運転免許証取得者に課されるそれぞれの講習及び検査の内容
  - オ 認知機能の検査で問題がないと判断されると運転免許証の自主返納率が低下するとの指摘に対する警察庁の見解
  - カ 運転免許に年齢の上限規制を検討する必要性
- (2) 本法案
  - ア 平成30年に成立した所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行日(11月15日)以降、公共事業に係る所有者不明土地の運用状況
  - イ 表題部所有者不明土地の筆数及びその試算方法並びに所有者不明土地全体における表題部所有者不明土地の位置付け
  - ウ 約230万筆あると試算されている表題部所有者不明土地の調査範囲及び調査の程度に関する方針の有無
  - エ 探索を行う対象土地を選定するに当たっての優先順位及びその選定手続
  - オ 探索を行う対象土地の選定手続の透明性や公平性を担保するための具体的なガイドラインの作成の必要性
  - カ 探索を行う対象土地に関する地方公共団体からの要望の有無
  - キ 表題部所有者不明土地の解消を進めていくに当たっての民間企業への周知の方法
  - ク 表題部所有者不明土地の探索を開始するときの公告の具体的な方法
  - ケ 所有者等特定不能土地について、裁判所が、利害関係人の申立てにより、特定不能土地等管理者による管理を命ずるに当たっての判断基準
  - コ 表題部所有者不明土地の調査、探索に費やす期間及び労力
  - サ 真の所有者の探索と所有者等特定不能土地の管理への移行とのバランスを図る必要性
  - シ 所有者不明土地問題の対策の一環として表題部所有者不明土地の登記の適正化を図ることの意義についての法務大臣の見解
- (3) 我が国における土地所有権
  - ア 我が国における土地所有権の強大性についての法務大臣の見解
  - イ 土地所有権の放棄を可能とすることについての法務大臣の見解

藤野保史君（共産）

- (1) 本法案
  - ア 表題部所有者不明土地の所有者等の探索の体制及び具体的な作業の進め方
  - イ 所有者不明土地の解消のため、法務局及び地方法務局における必要な要員の確保の必要性
- (2) 技能実習生の失踪事案に関する調査
  - ア 失踪直前の時期の賃金が最低賃金額と同額であった実習実施機関のうち、入国審査時の契約賃金も最低賃金額と同額であった数
  - イ 入国審査時の契約賃金が最低賃金額を上回る額であったが失踪直前の時期には最低賃金額と同額となっていた事案に対する法務省の分析
  - ウ 本調査において事情聴取することができた技能実習生の数

- エ 4月23日の本委員会において出入国在留管理庁長官が答弁した「更なる調査の深掘り」の内容、時期及び方法
- オ 外国人技能実習法の下における母国語相談の件数に対して申告件数が圧倒的に少ない理由
- カ 母国語相談から不正行為の端緒を見出すための強化策の必要性
- キ 人権侵害行為の禁止規定等の適用実績
- ク 人権侵害行為の禁止規定等の適用実績が少ない理由
- ケ 人権侵害行為に対する調査手法の改善や調査能力の向上などの取組についての法務大臣の決意
- コ 本報告書を諸外国語に翻訳し法務省ホームページに掲載する等の必要性に対する法務大臣の見解

#### 串田誠一君（維新）

- (1) 高齢者の運転免許を自動停止装置付き車両に限定するというような制度を設ける必要性についての法務大臣の見解
- (2) 本法案
  - ア 表題部所有者の登記の是正を求める行政訴訟等
    - a 当該行政訴訟において当事者適格を有する者
    - b 当該登記に不服がある場合に当事者が求め得る審査請求あるいは行政訴訟の内容
  - イ 所有者等特定不能土地の売却
    - a 所有者等特定不能土地の売却が可能となる場合の判断基準
    - b 所有者等特定不能土地等管理制度を類推適用して、表題部所有者不明土地以外の所有者不明土地を売却することの可否

#### 井出庸生君（社保）

##### 性犯罪

- ア 第193回国会で成立した「刑法の一部を改正する法律」の提案理由説明で述べられた性犯罪は被害者の人格や尊厳を著しく侵害する旨の文言の具体的内容
- イ 被害者の人格や尊厳が侵害されないように刑法の在り方を検討する必要があるとの考えに対する法務省の見解
- ウ 刑法の性犯罪の保護法益である性的な事柄についての自己決定の自由及び刑法における同意の意義
- エ 性犯罪における同意と不同意の線引きを更に考えていく必要性についての法務省の見解
- オ 性犯罪における同意と不同意の線引きの分かりやすさについての法務省の認識